

第 16 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 21 年 12 月 16 日(水)9:30～12:40

場所：生駒市コミュニティセンター 1 階文化ホール

委員出欠数：出席 12 名、欠席 5 名（沖村委員，千田委員，中川委員，前迫委員，森下委員）

1. 議事経緯

(1) 第 15 回大和川流域委員会審議報告

第 15 回大和川流域委員会審議報告がなされた。

(2) 前回委員会における意見への対応について

河川管理者より前回委員会における意見への対応について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。（○：委員発言，→：河川管理者発言）

○ 亀の瀬のトンネルバイパスについては、事務所は過去の委員会で、実施すると明言されたので、そのことを明記すべきだと発言した。河川整備基本方針では実施するが、今議論している整備計画でのバイパス案の扱いについては今日提言されるということで良いか。

→ 後ほど整備計画第 4 章の中で説明したい。基本方針については、200 年に一度の規模の洪水に対しての基本的な方針を持っている。整備計画については長期の目標に矛盾しないような短期の 30 年ぐらいの計画を作っていく必要があり、そのような観点からの議論がこの流域委員会の趣旨と考えている。

(3) 大和川水系河川整備計画原案(たたき台)について

河川管理者より大和川水系河川整備計画原案（たたき台）について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。（○：委員発言，→：河川管理者発言）

○ 資料 3-2 の P3、ギンブナの写真が切れている。環境について説明するなら、生物単体の写真ではなく、水際のヨシとハグロトンボといった環境とセットで写したものが良いと思う。

○ 資料 3-2 の P44、源流体験の写真は、子供たちが実際に水に浮かんでいる所等、体験の様子がわかるものの方が良い。

○ 資料 3-2 の内容は整備計画においてどういう位置づけになるのか。

→ 基本的には委員会の説明資料であり、整備計画の本体へ入れ込むことも場合によってはあるが、現時点では整備計画と別物と理解いただきたい。

○ 資料 3-2 の P3、P14、P27 で河道の図に赤字でヒメムカシヨモギ、オオアレチノギク、セイバンモロコシ等とあるがこれらは外来種である。河川整備でこうした群落を作ってはいけない。これは現状を示しているのか。

→ 植生については現状のものを記載しており、新たに整備するという考えではない。着色の仕方が誤解を招くため、資料を修正したい。

○ 資料 3-2 の P30、巻き貝、二枚貝の種数や、エビ・カニの個体数が 0 というのは信じられない。河口域には何回も行っており、アカテガニ、ヤマトシジミ等がいる。淀川の河口

- は池のようになっているが、大和川の方が浅い所もあって色々な生物がいると思っている。
- 河川水辺の国勢調査のデータをベースに評価しているが、その他のデータを調べ、解釈を充実させていきたい。
 - 資料は後で一人歩きをすることがあるので、きちんとしたものを出しておくべき。
 - 資料を修正した上で了解をいただき、公開資料にしたい。
 - 資料 3-1 の P14 の 5 行目、「…徐々に衰退していった。」と書くと、大和川のために堺の港が衰退したように結論づけられるが、そう単純なものではなく、歴史的な経過には色々な要因があるため、「徐々に衰退していった」を削除し、「港の機能回復に向けた対策がとられた。」で良い。
 - 資料 3-1 の P18、宮内庁に問い合わせ「仁徳天皇百舌耳原中陵」と書いているが、今、南河内と堺市の方々で古市・百舌鳥古墳群をまとめて世界遺産にと取り組みをしている。「古市・百舌鳥古墳群」、または「大山古墳（仁徳天皇陵）」とした方が一般の方にもよくわかる。
 - 資料 3-1 の P69、「河川に関する学習」では、出前講座以外にも広い立場で取り組むべきではないか。出前講座は河川事務所などの機関が、幾つかの学校、市民団体に話を制限されたものなので、子供たち、学校、地域住民と連携して、大和川に関する学習が自主的に広がっていく様に取り組んでいくべきだと思う。大阪府、奈良県や各教育委員会に働きかけるということもある。大和川についての正しい情報を資料提供し、連携を図りながら、環境全般についての学習に大和川の立場から寄与していくということが、大和川学習を総合的に発展させていくのではないか。回覧している「わたしたちの大和川」という資料は、大阪、奈良の教員が作ったもので、補充版を市民ネットワークが中心になって編集してきた。限られた助成金で、各学校には希望があっても少ししか配付できないが、ホームページからダウンロードしてもらうこともできるので頑張っている。「河川に関する学習」ということでもっと幅広く、市民のエネルギーを結集していただきたいというふうな訴えも含めていく必要があるのではないか。「サイトミュージアム構想」についても、もう少しイメージを膨らませるようなことがあっていいのではないか。
 - 指摘を踏まえて検討したい。
 - 資料 3-2 の P21、亀の瀬のバイパス案は、30 年ぐらいのスパンで計画する中では消えたということは了解する。対策としては国道 25 号の交通遮断等となっているが、バイパス案は早期に検討を始める必要があると思う。中流域の遊水機能を各支川に持たせるとあるが、早晚人口が増えて、ゆゆしき状況が出てくるのではないか。P21 で協議会は各自治体と連携し、有識者も入れるとなっているが、バイパスを進めるなら奈良と大阪の地方自治体の負担が問題になる。また協議会はバイパス案をテーマに挙げながら考えていける組織なのか。
 - 資料 3-1 の P52 にあるように、今回の 30 年の整備計画の中では、亀の瀬地すべり地の開削は行わず、事業費がより安く、また中流部で効果がより早く発現するメニューとして、総合治水対策を推進し、30 年に一度のレベルまで安全度を上げていくという考え方になっている。さらに安全度を上げようとすると、バイパスまたは開削が必要になり、今後備えて、本文でも、調査、解析、検討が必要と位置付けている。協議会については、まだ調整できていないが、そういう場づくりができるのか検討したい。
 - 河口でのシラスウナギ漁等、漁業者がいるので、整備においては、漁業の時期や期間に

配慮が必要ではないか。砂をさらえる問題についても、釣り愛好者に対する広報がないために、要らぬ誤解があるという状況を聞く。また、堤防整備においては、2年前に工事の穴に子供が入って窒息死するということがあった。父親は工事を知っていたら行かないように注意したといていた。そういう悲劇が起こらないよう、広報やパトロールといった配慮が重要と思う。

- 河川管理の充実は大事と考えており、一方で河川利用は自由に使ってもらおうという部分もあり、河川管理者の対応だけでは難しい部分もあり、広報や啓発が非常に大事と思う。整備計画では「危機管理に関する事項」あるいは「河川に関する学習」といった所で、対応を強化していくことを書きたい。
- 資料 3-2 の P31、水質については、C プロジェクトが完成年度に近づいているが、今後について質問しておきたい。
- C プロジェクトは、平城遷都 1300 年の平成 22 年を目標の年度としている。環境基準を満足するという目標を掲げており、平成 20 年の値が環境基準を下回るころまで改善してきた。今後の展開をどう考えるかは非常に大事と考えている。整備計画案の中には、C プロジェクトよりも踏み込んだ目標として、従来の BOD の指標のみならず、大腸菌群数等の低減に努めるというような表現としたが、さらに書きぶりが充実できるか模索している。C プロジェクトの後の計画については、府県、市町村と調整をしながら展開を検討したい。
- 資料 3-1 の P69、「河川に関する学習」は、単なる座学だけではなく、奈良県の婦人会による講習や、作文・絵のコンクール等もあるので、現状を踏まえて書き足す必要がある。「サイトミュージアム構想」では、現地に行って学習することは重要で、これを管理・運営するセンター的な機能の所が必要と思う。エコミュージアムとって、生活している実態をそのままに観光資源にしていく考え方がある。世界遺産でもセンター機能を持つ地域博物館等がサテライト的にサイトミュージアムを経営する形になっている。
- 持ち帰り、書きぶりを検討したい。
- 整備計画原案は、整理表と説明資料とを合体した形で作っているのか、あるいは本文の中に図表や写真を取り込んだ形のものがあるのか。
- 整備計画の最終的なアウトプットは本文に図表やグラフを含めたものになる。その際には、説明資料の図表や写真も幾つかは使用することになると考えており、意見を踏まえて修正する。
- ここで議論しているのは、原案そのものではなく、たたき台の素案のようなものと理解して良いか。
- 良いと思う。基本的に本文はこの文章のままで、図表がないという意味でたたき台という位置づけとしている。
- 委員長にお伺いしますが、後日、図表や写真が入った原案、いよいよ発表しますというものができあがると思うが、それについては委員会で議論するのか。
- 公聴会にかける前の段階のものは、この委員会の範囲であると思っている。
- 河川法では、関係住民の声を原案に反映するとなっており、原案の説明会ではないと理解をしていかないと、河川法の理解が間違ってしまう。
- 基本方針では計画高水が $5,200\text{m}^3/\text{s}$ となっており、既往最大が $2,500\text{m}^3/\text{s}$ (柏原基準点) で、この原案で亀の瀬の開削を位置づけないなら、 $5,200\text{m}^3/\text{s}$ は実現できない数値になる。既往最大の $2,500\text{m}^3/\text{s}$ を想定して堤防計画や河川治水対策が位置づけられないとおかしい。資料の堤防断面に水位が書いてあるが、どちらを想定して堤防対策を考えているの

- か。
- 昭和 57 年 8 月の洪水を今回の整備計画の対象期間の目標としている。この時の柏原地点で実測流量が $2,500\text{m}^3/\text{s}$ だが、それは上流で氾濫した上での数字になっている。資料 3-2 の P10 にあるように、上流で氾濫させずに河道の中を流すという意味で、柏原地点においては $2,500\text{m}^3/\text{s}$ ではなく $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を目標の流量と考え、堤防計画もたてている。
 - この計画の中では $5,200\text{m}^3/\text{s}$ というのは、位置づけていないというふうに理解してよいのか。
 - 整備計画の中ではそういうことになる。
 - 治水対策として、既往最大の $2,500\text{m}^3/\text{s}$ に氾濫戻し流量の $300\text{m}^3/\text{s}$ を足した $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を柏原地点の対象流量と想定しているということであるが、下流の 57 年災の激甚対策事業との対応を一度考えて欲しい。また、対象流量を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ と想定すると、指定区間である奈良県の総合治水の考え方がもう少し充実していなければ対象流量が $5,200\text{m}^3/\text{s}$ の基本方針に対し上流での氾濫を想定した計画になる。奈良県側の治水対策についてもっと基本的な記述をしないと、説明不足であり整備計画になっていないと思える。
 - 大和川の治水計画は国だけではできるものではなく、奈良県の指定区間と本川との関係の整合がないと整備計画原案としては絵にかいたもちになるので奈良側との考え方を整理していただきたい。
 - 総合治水対策は、県、市町村が実施する事業もあり、明記しづらい点もあることから、整備計画の中では、現行の総合治水計画を見直していくという記述にしたいと思う。奈良の治水対策は県または市町村と一体となって総合的にやっていくということで十分に調整をしてきており、整備計画についても県とも十分調整をしているが、それらも踏まえ次回詳細な説明をしたい。
 - 正常流量について、基本方針で柏原地点で約 $6\text{m}^3/\text{s}$ と書かれているが、整備計画原案の 3 章、4 章では、どのように $6\text{m}^3/\text{s}$ を確保し整備計画の中に反映するのか、具体性、具体案の記述がない。一番河口の柏原地点で $6\text{m}^3/\text{s}$ を設ける意味が理解できない。
 - この前いただいた資料の中で正常流量 $6\text{m}^3/\text{s}$ の計算根拠がニゴイという魚が指標になっており、その生息のために $5.5\text{m}^3/\text{s}$ が必要となっていたと思うが、本資料にはニゴイというのが出てこない。指標に使った魚であるのに、具体的な整備計画の中には記述がないのはどうかと思う。
 - 正常流量の $6\text{m}^3/\text{s}$ はあまりにも無茶な数字であり、計算根拠も示されていないので、評価をしようもないぐらい妙な数字だと思っている。数値の丸め方も含めて、きちんと取り扱いを示していただきたい。
 - 正常流量そのものは河川整備基本方針の中で決まっている数字で、河川の望ましい状態として長期的な目標とすべき数字であり、大和川の流況等ではなく、生態、水質等の様々な要因から基準で政令の項目で決められている。大和川の場合、非常に大きい値となり、実現する方法がなかなかないというのが非常に難しい問題である。また、河川水の利用、水利権等にも非常に多く絡んでおり、具体的な取り組みを約束できる書き方ができないこともあり、例えば資料 3-1 の P66 のように、ニゴイから決まった正常流量を、流量だけでなく、水質を良くする、生活史を支える場をつくる等、様々なことからやっていかなければならないということもある。よって、遠い将来の正常流量の目標はあるが、今後 30 年の整備計画の中でやり得ることとして、渇水時の管理、流水管理、慣行水利権等についてのこれまでの取り組みを引き続きやっていきたいという記述としている。
 - 整備計画原案というのは、できない数値や事柄を抽象的な文言で語るものではなく、基

本方針があるから従ったという考え方で整備計画を立てると大変まずい。また、色々あってこうだという言い方をされると議論にもならないと思う。正常流量を検討した元データを一度出して説明されて初めて亀の瀬の治水の問題のように少し具体的に議論ができるので、ぜひお願いしたいと思う。

- 時間も足りないので、次回までに正常流量についても一度資料を出して頂き、議論をする場をつくったほうが良いと思う。本日は問題提言があったということでとどめておきたいと思う。
- 目標安全度について、戦後と言ったほうがわかりやすいからだと思うが、その場合期間が問題だと思う。60年から70年のデータでその最大がどのぐらいの安全度を持つかというのは確率的に色々な値をとる。大和川は戦後最大流量がたまたま30分の1程度であったとすると、戦後最大流量という目標を立てるということは流域ごとにたまたまということで、一体何を考えてやっているかというふうに思う。全国的には平均的に60~70年に1回程度安全になるよう考えようとしているなかで、大和川の目標安全度は30分の1にするといいのか。大和川固有で何か考えるべきことはないのか。
- 費用対効果の算定について、無限大期間までの積分して現在価値に直したデータなのか。現在価値を計算したのがベネフィットか。
 - 30年以上、50年分、実際の計算では50年分の維持管理費も含めた上で費用対効果を算出している。効果も含めて、費用もベネフィットも50年分で積分している。結果として、やや低減傾向にありつつも、35分の1でも $B/C=22$ 、40分の1でも17と、大和川における治水の効果は全国の中でも大変高いと思う。
- B/C が最大になるところが最適な計画と考えているのか。目標安全度が30年というのと B/C の最大がたまたま一致しているというだけなのか。
 - あくまでどこまで高い目標を設けるかというところの議論なので、それと B/C の最大というのは必ずしも因果関係はない。投資力の中でキャッチアップできる最大限が今回30分の1ということで設定している。
- 椎葉委員の何故大和川の目標安全度が30分の1かという質問と全部つながっていると思うが、他の川との比較でそうになっているという説明をする方が良い気がするので、次回までの宿題ということでお願いしたいと思う。
- 資料3-2のP13の遊水地について、奈良県側の場合は江戸時代以来の請堤がかなり残っているのだから、それを利用した遊水地も是非視野に入れて貰えればと思う。
- 資料3-2のP16、国分市場地域の河道の掘削が挙げられているが、図で見ると青谷遺跡という聖武天皇の離宮跡の場所とかなり近いようなので、十分ご留意願いたい。
- 仁徳天皇陵の件、現在では、大山古墳（だいせんこふん）と昔からの地元の言い方を尊重しようとするのが考古学の意見であり、少し妥協して仁徳天皇陵古墳というふうな言い方をしている。宮内庁の用いられるのは古代の延喜式そのままのものを明治以降使い出したもので、少しそのあたりは留意されたい。今、考古学では大山古墳が一般的である。
- 資料3-2のP5、目標として、前提条件として対象区間が国の管理区間とあるが、これまでの様々な議論では、初瀬川、寺川、飛鳥川等、様々な川とのかかわりを議論してきた経緯がある。そういう状況も踏まえての提言であるべきで、最初から直轄区間だけを対象とされると非常に抵抗感を覚える。
 - 何れの意見についても検討させて頂く。
- やはり一番の大きな問題は亀の瀬の問題である。地すべり対策が済めば掘削されると期

待していた。資料 3-2 の P21、原案の本文では写真があまり出ないということであるが、左下のショッキングな写真が出れば、原案を見た方は「亀の瀬を掘削せねば」と思うであろう。この期間については亀の瀬の地すべり地の掘削は行いませんという断定をされると、何のための流域委員会をやったのかという結論にもなりかねないと思う。

- 資料 3-2 の P28 の落差の問題は、魚の立場から見れば落差は解消すればいいが、治水の面から見ると、本川が増水し、逆流すると逆に内水被害が起こる。住民としては非常に被害が甚大になるというふうに思う。
- 下流から中流までの対応としてバイパスや開削の方法もあるが、それをしなくても中流部での総合治水対策を強化、遊水地の整備などにより、同等の対策が可能という考え方で説明したつもりであった。次回、中流の治水対策で説明させていただこうと思う。
- 他にもいろいろ意見があると思うので、文章、電話等（意思をはっきり伝えるには文章が一番いいと思うが）で次回委員会までに出して貰って河川管理者で回答するというかたちでできるだけ早く計画を収束させるようにしていきたい。

（４）その他

- ・委員長より、議事概要および議事録について、内容が重複している点、2 週間程度で議事録の素案が作成可能である点、また、委員の 2 度の確認作業が必要な点等を考慮し、委員会規約および情報公開のルールへの抵触は無いとの判断から、今後、議事概要を廃止し議事録で一本化することについての提案がなされ、採決された。

2. その他

- ・小松委員からの提供資料「わたしたちの大和川」補充版の発行、フォーラムの実施について説明がなされた。
- ・次回以降の審議の進め方について、今回の会議で整備計画の内容について一通り揃ったことを踏まえ、治水、利水、環境等のそれぞれの項目に関して論点の整理を行い、問題点およびその点に関する説明を整理して議論してはどうかという提案がなされた。
- ・整備計画原案（たたき台）における疑問点、議論したい点等について、委員より庶務もしくは河川管理者へ提出し、次回議論を進めることとなった。
- ・一般傍聴からの意見は特になし。
- ・庶務より、第 17 回、18 回委員会の日程調整について、依頼の確認があった。
- ・委員より、公聴会の開催予定について質問がなされ、これに対し、河川管理者より、流域委員会の開催の遅れに伴い公聴会の時期は現状未決定であり、今後、公聴会について委員会に諮らううえでスケジュール等を示したいという説明がなされた。

以上